

細江旅客上屋（附属車両置場） 駐車場管理規程

令和7年4月1日 制定

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、関光汽船株式会社（以下、「管理者」という。）が運営する細江旅客上屋（附属車両置場）（以下、「駐車場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（駐車場の名称等）

第2条 駐車場の名称、所在地、管理者の所在地、名称及び代表者の氏名は、別記1に掲げるとおりとする。

（規程の承認）

第3条 駐車場を利用する者（同乗者を含む。以下、「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ、利用するものとする。

（供用時間）

第4条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

（供用停止）

第5条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について供用停止し、駐車場の隔絶、車路の通行止め等を行い、駐車位置の変更又は駐車車両の退避を行うことがある。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないと認められるとき
- (3) 工事、清掃等必要があると認められるとき
- (4) 下関市から供用停止を命ぜられたとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上、特に必要があるとき

（駐車可能車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0 m、幅2.0 m、高さ2.2 m及び重量1 tを超えないものに限る。

第2章 利 用

(駐車場の出入)

第7条 管理者は、カメラ式駐車場管理システムを導入し、車両保管の証及び出入庫管理のため、駐車場入口及び出口において、時間貸駐車場利用者及び定期駐車場利用者の出入庫時に駐車場利用車両のナンバープレートを撮影のうえデジタル管理する。利用者は、駐車場入口及び出口から出入する。また、定期駐車場利用及び月極駐車場利用を希望する者は、予め管理者に所定の申込書を提出し、駐車場賃貸借契約書を遵守して、許可を受けた車両を使用して出入させるものとする。

- 2 定期駐車場利用者及び月極駐車場利用者以外の駐車場料金の支払いは、駐車場内及び所定場所に設置された備え付けの精算機により、事前精算で行うものとする。
- 3 月極駐車場利用者の入出庫については、専用の出入り口より、契約者（個人または団体・法人）許可車両が自由に入出庫できるものとする。
- 4 管理者は、管理上必要がある場合は、駐車場の出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車時間の制限)

第8条 時間貸駐車場利用者は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、同一車両を引き続き15日間を超えて駐車させることはできないものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により15日間を超えて駐車している車両の保管契約を当該期間で終了することとし、駐車位置の変更及び所有者への引取り依頼等必要な措置を講ずることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づき、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 時速8キロメートル以下の徐行運転をすること
- (2) 追い越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること
- (4) 標識、標示又は管理者の指示に従うこと
- (5) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること

(禁止行為)

第10条 利用者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙又は火気を使用すること
- (2) 場内にごみ等（吸殻、空き缶、弁当空き箱、雑誌等）の物を放置、産業廃棄物の放棄、立小便等の一切の不衛生な行為
- (3) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと

- (4) 管理者が設置した駐車位置以外に駐車すること
- (5) 駐車場内（車両内を含む）で宿泊すること
- (6) 貴重品を車内に置き去りにすること
- (7) 他の利用者の駐車位置、その他駐車場内施設等にみだりに立ち入ること
- (8) 出入庫時以外にアイドリングを行うこと
- (9) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失、き損又は汚損をするおそれのある行為をすること
- (10) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売等の営業行為、演説、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務、又は他の利用者の妨げとなる行為をすること

2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることがある。

3 駐車場内において、管理者の承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車両に燃料を補充し、又は車両から燃料を抜き出すこと
- (2) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること
- (3) 車両の預かり、受け渡し等の行為を行うこと
- (4) 文書の配布、掲示等を行うこと
- (5) 前各号に掲げるもののほか、に駐車する目的以外に駐車場を利用すること

(駐車拒否)

第 11 条 管理者は、駐車場が満車である場合において駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号に該当するときは、駐車を拒否するものとする。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取付けているとき
- (2) 放送、宣伝設備を積載し、又は取付けているとき
- (3) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物又はその取付物を滅失、き損、又は汚損するおそれのあるとき
- (4) 著しい騒音や排気ガス若しくは臭気を発生するとき、又は発するおそれのあるとき
- (5) 非衛生的なものを積載若しくは取付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれのあるとき
- (6) 運転者が酒気を帯び又は無謀な運転をするおそれがあるとき
- (7) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき
- (8) 無登録車、車検切れ車等、一般道路の走行を禁じられている車両であるとき
- (9) 車両ナンバーに人為的に覆いがされ、または取り外されている車両等、車両ナンバー認識システムによる読み取りが困難な車両であるとき
- (10) その他、駐車場の管理上特に支障があるとき

2 管理者は、前項に該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずることがある。

(出車拒否)

第 12 条 管理者は、次の各号に該当する場合は、車両の出車を拒否することができる。

- (1) 利用者が所定の駐車場料金を納付せずに出車しようとしたとき
- (2) 第 13 条に規定する措置をとるため必要があるとき

(事故の届出、応急措置)

第 13 条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、ただちに、管理者に届出なければならない。

- (1) 駐車場において事故を起こしたとき
- (2) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失、き損又は汚損したとき
- (3) 車両に異常を発見したとき
- (4) 駐車場において、事故又は犯罪行為を発見したとき

2 管理者は、前項の届出があったとき、又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、すみやかに必要な措置をとるものとする。

3 利用者は、前項の規定により管理者のとり措置に協力するものとする。

第 3 章 駐車場料金

(駐車場料金)

第 14 条 駐車場料金は、別表 1 のとおりとする。

(駐車時間)

第 15 条 駐車時間は、車両ナンバー認識のため入車時に車両を撮影した時間から出車時の精算までの時間とする。

(駐車場料金の徴収猶予)

第 16 条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第 12 条第 1 号の規定に拘らず、駐車場料金の徴収を猶予して出車させることができる。

(定期駐車料金及び月極駐車料金)

第 17 条 定期駐車料金及び月極駐車料金並びに各料金は、車両 1 台につき別表 2 のとおりとする。

(割引制度)

第 18 条 特定の利用者に対し割引制度は、別表 3 のとおりとする。

2 割引利用については、フェリー乗船及び送迎の為の駐車場利用者は、下関港国際ターミナル窓口において、渡航券を提示し認証後割引券を入手して事前精算機にて割引を行なうものとする。

(不正利用に対する割増金)

第 19 条 管理者は、利用者が不正な方法により所定の駐車場料金の全部、又は一部の支払を免れたときは、駐車場料金及び免れた金額の 2 倍に相当する割増金を徴収することができる。

2 月極駐車場において、契約者許可車両以外による不正利用（無断駐車等）が行われた場合、所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間駐車料金の 2 倍相当額の割増金を収受する。

第 4 章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第 20 条 管理者は、車両を入車させたときから出車するときまで、車両の保管責任を負うものとする。

(損害賠償)

第 21 条 管理者は、駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 駐車場内における利用者同士のトラブル
- (2) 地震、落雷、火災、水害などの自然災害、その他不可抗力による事故、損害
- (3) 当該車両の積載物、取付物又は車内残置品の紛失・損害
- (4) 衝突、接触その他駐車場内における事故
- (5) 他の車両に出庫を妨げられたことによる損害
- (6) 駐車場の利用方法等に違反した利用による損害
- (7) 幼児、児童等の駐車場内での遊戯等による事故、損害、汚損
- (8) 第 5 条の規定による営業休止等の措置
- (9) 第 27 条の規定による措置

2 利用者は、駐車場内での事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは各当事者間で責任をもって解決するものとし、管理者は一切の責任を負わないものとする。

(供用停止等による免責)

第 22 条 管理者は、駐車場の全部又は一部について供用停止、駐車場の隔絶、車路の通行止め、駐車車両の退避等を行ったときは、利用者の損害について賠償しない。

(出車による責任の消滅)

第 23 条 管理者の損害賠償の責任は、利用者が損害賠償の請求を留保しないで車両を出車したときは、消滅するものとする。

(利用者に対する損害賠償の請求)

第 24 条 管理者は、利用者がこの規程に違反した場合又は故意若しくは過失により駐車場の施設若しくは器物を滅失、き損若しくは汚損した場合など、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

(引き取りの請求)

第 25 条 時間貸駐車場利用者が第 8 条に規定する期間を超えて駐車を続けた場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求できるものとする。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができない時、又は管理者の過失なくして利用者を確認できないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができるものとする。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができることとする。

4 管理者は第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

(車両の調査)

第 26 条 管理者は前条第一項の場合において利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、当該車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第 27 条 管理者は、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者に通知、又は駐車場にて掲示する。その場合、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第 28 条 管理者は利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにも拘わらず、その期間内に引き取りがなされなかったときは、催告をした日から 90 日を経過した後、利用者に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他処分をする

ことができるものとする。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車場料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるとき利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときは利用者へ返還するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第29条 利用者は、この規程に定めるところによるほか、駐車場に設置の案内看板等に記載されている内容を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第30条 この規程に関する争いは、山口地方裁判所下関支部を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第5章 雑則

(駐車場管理規定の掲示)

第31条 管理者は、遵守事項その他必要な事項を場内の見やすい場所に掲示するほか、WEBでも見られるようにする。

(この規程に定めない事項)

第32条 この規程に定めない事項については、法令の規程に従って処理する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別記1)

1. 駐車場

駐車場の名称	細江旅客上屋（附属車両置場） 【下関港国際ターミナル駐車場】
駐車場の所在地	山口県下関市竹崎町四丁目6番19号

2. 駐車場管理者

駐車場管理者の所在地	山口県下関市竹崎町四丁目6番8号
駐車場管理者の名称	関光汽船株式会社
代表者の氏名	入谷 一成

別表1 駐車場料金

駐車時間	基本時間料金
昼間 7:00～22:00	100 円／30 分
夜間 22:00～7:00	100 円／60 分

別表2 定期駐車料金・月極駐車料金

駐車区分			料金	
区分	駐車時間	契約期間	契約料金	1台につき、1か月の金額
定期 駐車	全日24時間	1か月間	13,770円	1台につき1か月ごとに13,770円
		3か月間	38,130円	1台につき1か月ごとに12,710円
		6か月間	69,960円	1台につき1か月ごとに11,660円
		1年間	123,360円	1台につき1か月ごとに10,280円
月極 駐車	全日24時間	1か月間	13,770円	1台につき1か月ごとに13,770円
		3か月間	38,130円	1台につき1か月ごとに12,710円
		6か月間	69,960円	1台につき1か月ごとに11,660円
		1年間	123,360円	1台につき1か月ごとに10,280円

別表3 割引制度

割引の種類	駐車時間	備考
フェリー渡航者	1,000円/日、1,000円以内は通常精算	要認証
フェリー送迎者	60分無料、60分超えた時間は通常精算	要認証
一般利用者	入庫から12時間までは最大700円（以降12時間ごとに繰り返し料金適用）	認証不要